

議第41号

呉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成28年呉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項ただし書中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「併設する場合」の次に「の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」を加え、同条第6項中「以外の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

第4条第7項各号列記以外の部分中「病院又は診療所」を「介護医療院又は病院若しくは診療所」に改め、同項第1号中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第5条第1項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第45条第1項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

付則第6条から第10条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年

3月31日」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。